

【新設】（中小企業事業再編投資損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減）

55 の 2-5 法人が、当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から引き続き有している特定法人の株式等について帳簿価額を減額した場合には、当該株式等のうちに中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としなかった株式等があるときにおいても、その減額した日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額した金額に達するまでの金額は、措置法第 55 条の 2 第 3 項第 5 号の規定により益金の額に算入しなければならないことに留意する。

【解説】

- 1 法人が、中小企業事業再編投資損失準備金を設けている特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額（評価減）した場合には、その減額をした日における当該特定法人の株式等に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することとされている（措法 55 の 2 ③五）。
ところで、特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合において、当該特定法人の株式等のうちに中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としなかったものがあるときに、その設定の基礎としなかったものに係る帳簿価額の減額に対応する部分の準備金の取崩しを要しないかどうかの問題が生ずる。
- 2 この点、法人が帳簿価額を減額した特定法人の株式等のうち中小企業事業再編投資損失準備金の設定の基礎としたものとしなかったものとの区分は法令上求められていないことから、特定法人の株式等について評価減した場合には、中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその設定の基礎としなかったものも含めた特定法人の株式等の帳簿価額を減額した金額に達するまでの金額を益金の額に算入しなければならないことになる。本通達においては、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 なお、本通達の取扱いは、特定法人の株式等の一部を有しなくなった場合の準備金の取崩しについても同様である（措法 55 の 2 ③二）。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 44-5）を定めている。